

熊谷市日中営業型飲食店応援事業支援金

Q&A

番号	質問	回答
1	埼玉県感染防止対策協力金を受給していますが、申請できますか	埼玉県感染防止対策協力金は一度でも協力金を受給した場合、申請できません。市が埼玉県に対し、受給の有無について確認します。
2	具体的にどのような店舗が協力金の対象となりますか	市内の飲食店のうち、埼玉県による営業時間短縮等の要請にご協力いただいたものの、協力金の支給対象に該当しない店舗です。 具体的には ①埼玉県感染防止協力金の支給要件に該当せず、これまでに受給していないこと ②通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの間 ③通常時から酒類を提供していない ④カラオケ設備がない
3	対象となる施設はどんな施設ですか	市内に実店舗を有し、お客様が入る飲食スペースを設けて営業していることが必要です。 ただし、以下の施設は、埼玉県の協力金についても受給対象とならない施設であるため対象外です。 ○飲食スペースがないため ・惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 ・ケータリングなどのデリバリー専門店 ・キッチンカー ・自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) ○その他の理由 ・イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店・物販店のため ・ネットカフェ・マンガ喫茶・宿泊を目的とした利用が相当見込まれ、営業時間の短縮要請の対象外のため
4	複数の飲食店を営業しています。それぞれに申請できますか	それぞれの店舗ごとに申請できますが、熊谷市内の店舗に限ります。
5	開業が令和3年9月です。受給できますか	令和3年8月2日の緊急事態宣言以前から、営業している店舗に限ります。
6	営業停止処分について	令和3年8月2日以降申請日までの間に、営業停止等の行政処分を受けている場合は受給できません。
7	支援金が振り込まれるまで、どのくらいかかりますか	申請書類に不備がない場合、毎月月末締めで翌月中頃にご指定の口座に振り込みます。詳しい入金日はお送りする交付決定通知でご確認ください。
8	支援金は課税対象となりますか	税務上、益金(個人事業主の場合は総収入金額)に参入されるものですが、損金(個人事業主の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません
9	「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証を受けていません	この認証を受けるのが支援金の受給要件となります。まだ、認証を受けていない店舗は速やかに認証を受けるようにしてください。

